

おおぞら訪問看護ステーション運営規程

(事業の目的)

第1条 病気やけが等により家庭において寝たきり、またはこれに準じる状態にあり、かかりつけの主治医が訪問看護の必要を認めた者等に対し、指定訪問看護を医師の指示に基づき計画的に実践し、健康管理、日常動作の維持回復を図るとともに、在宅医療を推進し快適な在宅療養が継続できるよう支援することを目的とする。

(運営の方針)

第2条

- (1) 保健所、市町村及び医療機関等の関係機関並びに保健、医療、福祉の関係職種などと密接な連携を図る。
- (2) 良質の訪問看護サービスを提供するため訪問看護従事職員の研修を継続的に行い資質の向上を図る。
- (3) 事業者は適切な訪問看護を提供するため運営会議を持ち、職員の管理と事業の健全な運営を推進する。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 名称 おおぞら訪問看護ステーション
- (2) 所在地 〒964-0867 福島県二本松市住吉 100 番地
(老人保健施設やまびこ苑内)

(職員の構成)

第4条 事業所に勤務する職種、員数は次の通りとする。なお、職員数については事業の状況に応じて増減する。

- (1) 管理者（保健婦、保健士、看護師に限る。） 1名
- (2) 常勤看護職員（助産婦を除く。以下同じ。） 3名以上（常勤換算法に基づく）
- (3) 非常勤看護職員 若干名
- (4) 療法士（作業療法士及び理学療法士。） 若干名
- (5) その他の職員 若干名

(職員の職務内容)

第5条 事業所に勤務するものの職務内容は以下の通りとする。

(1) 管理者

ア 適切な訪問看護実施のための職員管理と事業運営のために行うこと。

- ・訪問看護師及び療法士の確保と従事者の指導監督
- ・月間及び年間の事業計画書作成
- ・月毎の職員の勤務体制の明確化（勤務表の作成）
- ・営業時間外の訪問看護体制の確保
- ・従事者の研修
- ・関係記録の整備
- ・設備及び備品の管理
- ・職員の健康管理

イ 関係機関等の連携に関すること。

- ・訪問看護利用者と主治医との連携
- ・訪問看護利用者と従事者の総合調整
- ・訪問看護情報提供による保健、医療、福祉サービスの連携

ウ 緊急時の対応に関すること。

エ 庶務に関すること。

- ・諸規程、文書の管理
- ・公印の使用、保管
- ・予算及び決算
- ・収入及び支出
- ・療養費等の請求
- ・その他訪問看護実施に関すること

(2) 訪問看護に従事する者

ア 管理者の指導のもと、主治医の指示により利用者を訪問し在宅においての看護サービスを提供する。

イ 利用者の健康状態及び日常生活上の障害等のニーズを的確に把握し、改善もしくは自立への援助をする。

ウ 利用者及び看護者に介護の方法を指導し、合わせて在宅療養が快適に継続できるよう精神的に支援する。

エ 保健、医療、福祉の動向に常に关心を持ち、在宅療養及び看護問題の把握に努める。

オ 利用者の看護計画を立て実施した内容を記録し保管する。

カ その他

(営業日及び営業時間)

第6条 事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から土曜日とする。ただし、国民の祝日及び年末年始（12月31日から1月3日まで）は休業とする。
- (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。ただし、営業時間外については常に看護師と連絡の取れる体制を整備しておくものとする。

(訪問看護の内容)

第7条 訪問看護の内容は次の通りとする。

- (1) 病状、障害、全身状態の把握
- (2) 清拭、洗髪等による清潔の保守、食事及び排泄等の日常生活の世話
- (3) 梢瘡の予防、処置
- (4) カテーテル等の交換、管理
- (5) リハビリテーション
- (6) ターミナルケア、痴呆患者の看護
- (7) 療養生活や介護の方法の指導
- (8) その他療養生活を継続するために必要な医療処置（医師の指示による）

(緊急時における対応等)

第8条 緊急時における対応は以下の通りとする。

- (1) あらかじめ主治医との間で緊急時の対応を協議した上で、訪問看護サービスを開始する。
- (2) 看護職員及び療法士は、サービスの実施中に利用者の病状に急変その他緊急事態が生じた時は速やかに主治医に連絡し適切な処置を行う。ただし、主治医との連絡が取れない場合は折病院、折記念病院を協力病院として必要な処置を講じることとする。
- (3) 看護職員及び療法士は前項についてしかるべき処置をした場合は速やかに主治医や管理者に報告する。

(利用料)

第9条 利用料は以下によるものとする。

- (1) 健康保険法、老人保険法および介護保険法に基づき、保険給付の対象となる利用料金は別に定める料金表によるものとする。
- (2) 保険給付の対象外に係る利用料金は別に定める料金表によるものとする。

(通常の事業の実施地域)

第10条 通常の事業の実施地域は二本松市と安達郡内各市町村とする。

(苦情処理)

第11条 事業所は提供した訪問看護に対する利用者からの苦情に迅速かつ適正に対応するため、受付窓口を設置し必要な処置を講じるものとする。

(秘密保持等)

第12条 職員は職員である期間、および雇用契約が終了した後においても正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を守る義務を負うものとする。

(その他運営についての留意事項)

第13条

- (1) 事業所は職員の資質の向上を図るために研究、研修の機会を設けることとし、また質の保証ができるよう整備する。
- (2) 従業者は業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持する。
- (3) 従業者であったものに業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- (4) この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は医療法人辰星会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は平成14年10月1日から施行する。